

フランス地域自然公園制度の展開過程

山本美穂(宇都宮大学)・古井戸宏通(東京大学)

はじめに

1967年に創設されたフランスの地域自然公園(以下、PNR)制度は、その区域設定および計画の手法、これに参画する多様なステークホルダーおよび管理運営主体、国・地方自治体との関係などにおいて、示唆に富む仕掛けを持つ。2008年2月現在、21の州、68の県、300万人が暮らす3,706のコミューン、フランス国土の13%をカバーする45の地域自然公園がある。本報告では、PNR制度の40年間の展開過程を追いつつ、その制度上の性格および歴史的背景、区域設定のやり方、国土整備における位置づけ、組織と運営、森林政策への制度上の応用などについて明らかにする。

制度上の性格など

- PNRは、観光客受け入れ、歴史的遺産および景観保全に努める一方で、住民生活に直結する地域の持続的発展のツールとして機能する。これら「公園」は、日本における公園のイメージと異なり、国と対等な関係で計画のための協定(憲章)を結び、主体的に運営される持続的地域として存在する。また、国立公園や自然保護地域などと比べ大きな違いは、開発と保護の目的間で調整が行われること、すべてのパートナーの自発性において、憲章というかたちで活動が遂行されることである。キーワードは、区域 *territoire*、企画 *projet*、契約 *contrat* で示される。
- 早くから国土の開発が進んだ農業国フランスでは、アメリカのように広大な原生的自然を対象とする国立公園のような制度は馴染まず、国立公園の設置も欧米では遅い方であった。PNRの設置については、戦後復興を終え中央と地方との格差が拡大する1960年代の時代背景を強く反映し、地方分権に先立つ形でスタートしている。
- PNRのゾーニングは、所与の行政区分や機械的な線引きではなく、公園に関与するすべての利害関係者の間で協議され、最終的には公園憲章を支持するコミューンの住民によって主体的に決定される。
- 1983年に導入された国・州間計画契約制度は、国と州が域内の全体的戦略や財政負担について契約するもので、EUの資金も得ることができ、小規模コミューンをも組み込むことができる。PNRは、憲章に基づく地域計画の遂行という点で、この国・州間計画契約に先立って制度設計上のアイデアを提供したと言える。
- 2001年改正森林法典に謳われた森林憲章は、PNR制度から多くのアイデアを採り入れた形となっている。森林憲章の推進主体として目立つのが、コミューンを構成要素とした様々なコミューン間広域行政組織EPCIと、ペイ、PNRである。活動の地理的範囲と推進主体が同じ場合、森林憲章を地域戦略として進める上でのやり易さがある。

以上、PNR制度の展開過程の整理によって、あるひとまとまりの空間である地域の管理、森林の管理における分権化、協働のための制度上のアイデアを見出すことができる。

(連絡先: 山本美穂 mihoyama@cc.utsunomiya-u.ac.jp)